

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		平成28年度 第1回 川西市男女共同参画審議会		
事務局 (担当課)		市民生活部 人権推進室 人権推進室 (内線2411)		
開催日時		平成28年5月16日(月) 18時30分～20時30分		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	川口 巖悟 委員      高上馬 悦代 委員      後藤 弘行 委員 後藤 善史 委員      佐々木 良子 委員      信田 修次 委員 高島 進子 委員      中谷 文恵 委員      西尾 亜希子 委員 森本 猛史 委員      米澤 拓哉 委員      和田 聡子 委員		
	その他			
	事務局	市民生活部長 大屋敷 信彦 人権推進室長 高橋 裕美子 人権推進室主幹 松山 幸江 同主査 山下 昌伸 こども未来部 子育て・家庭支援課長 増田 善則 (指定管理者)男女共同参画センター センター長 三井 ハル子 同マネージャー 藤森 啓子		
傍聴の可否		可	傍聴者数	0
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		市長あいさつ 諮問 議題1 平成28年度川西市男女共同参画プランの取り組みについて 庁内推進体制について<資料1.2.3.4> 男女共同参画推進事業について<資料5 . > 男女共同参画センター業務について<資料6>  議題2 川西市男女共同参画に関する市民意識調査について<資料7>  議題3 その他 ○次回審議会の日程について		
会議結果		別紙のとおり		

## 【審 議 経 過】

【事務局】本日は公私何かとお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ご案内しておりました時間がまいりました。私は、本日の司会を務めさせていただきます、市民生活部人権推進室長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。ここで、審議会の開会に先立ちまして、熊本県熊本地方を震源とする一連の地震で犠牲になられた方々に対しまして、哀悼の意を表しますとともに、ご冥福をお祈りするため、ただ今から1分間の黙とうをささげたいと思いますので、ご起立ください。

黙とう—— 黙とうを終わります。ありがとうございました。

それでは「平成28年度 第1回川西市男女共同参画審議会」を開会させていただきます。まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。委員の皆様にご持参いただいております資料は、本日の次第、資料が1～8、「第3次川西市男女共同参画プラン」「川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」となっております。また川西市市民活動センター・男女共同参画センターの平成28年度のちらし等を置かせていただいております。

もし、お手元にないようでしたら、お持ちさせていただきますので、挙手願います。いかがでしょうか。

続きまして、本審議会の録音についてですが、会議録の作成を迅速また正確に行うため、ICレコーダーによる録音をさせていただきますことをご了承いただきたく存じます。

それでは、大塩市長から皆様にご挨拶を申し上げます。どうぞよろしくお願いいいたします。

【市長】あいさつ

【事務局】続きまして、市長より審議会に対し、諮問をさせていただきます。

【市長】諮問書朗読・手渡し

【事務局】ありがとうございました。それではここで、大塩市長は退席させていただきます。

(市長 退席)

ただいまから皆様方に、諮問書の写しをお配りさせていただきます。本日は、今年度の第1回目の会議で、事務局におきましても人事異動等により新たに参加している職員もおりますので、ご紹介いたします。

市民生活部 部長の大屋敷でございます。 こども未来部 こども家庭室 子育て・家庭支援課 課長の増田でございます。 人権推進室 主幹の松山でございます。

同じく 主査の山下でございます。 人権推進室 室長の高橋でございます。

続きまして、川西市市民活動センター・男女共同参画センター センター長の三井でございます。

同じく運営マネージャーの藤森でございます。

また本日は、今年度の川西市男女共同参画センターの事業内容につきまして、指定管理者でありますNPO法人市民事務局かわにしのセンター長の方から皆様にご説明などさせていただきます。 それでは、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。会長、どうぞよろしくお願いいいたします。

【会長】新しい審議会のメンバーがそろったところで会議を始めたいと思います。川西市の男女共同参画審議会は非常に活発で他市と比べてもとっても楽しい審議会なので、皆さんどうぞ活発なご意見

を出して、いいプランが出来ますようによろしくお願いします。それでは、協議事項の1「平成28年度川西市男女共同参画プランの取り組みについて」を議題とします。 庁内推進体制について 男女共同参画推進事業について 男女共同参画センター業務について、まとめて事務局より説明をお願いします。

【事務局】 それでは「平成28年度川西市男女共同参画プランの取り組みについて」資料にしたがいましてご説明を申し上げます。まず資料1をご覧ください。平成28年度男女共同参画における庁内推進体制の資料です。平成15年度に男女共同参画プランがスタートしてから庁内の推進体制として、市長を本部長とする男女共同参画推進本部を設置し、全庁横断的に男女共同参画プランの効果的な推進を図ってまいりました。平成25年からスタートしました第3次川西市男女共同参画プランにおきましても、引き続き大塩市長を本部長として特別職、部長級職員等で構成する男女共同参画推進本部を設置しております。またその下部組織としまして、市民生活部長を幹事長に関連所管及び各部庶務担当の課長級職員等で構成される男女共同参画推進本部幹事会を設置しております。推進本部会議の役割は、緊急かつ重要な施策の目標及び方針を明確化にし、下部組織である幹事会に対して、重点施策の進捗状況の確認及び問題点や課題の検証を行い、男女共同参画職員研修の実施やその他重要事項についても検討を行います。また男女共同参画審議会からの助言を受け方針決定を行うこともしていきます。幹事会では推進本部の方針決定を受け重要施策に関連する所管の幹事会幹事等で構成される「重点施策推進部会」を設置するなど庁内における男女共同参画施策の推進を図ってまいります。資料2、資料3につきましては、その推進本部員の名簿と幹事会幹事の名簿を参考までに掲載させていただいております。

次に重点施策推進部会につきましてご説明をさせていただきます。資料4をご覧ください。重点施策推進部会としまして市政に関わる意思決定、方針決定における女性の更なる参画促進を行う審議会女性委員登用促進部会を設置しております。次に男女共同参画を支援する保育と介護システムの構築を行う仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進部会を設置しております。そして3番目として、女性に対するあらゆる暴力(DV)の根絶を行う女性に対する暴力対策部会を設置して取り組みを進めております。

続きまして平成28年度の男女共同参画推進事業についてご説明を申し上げます。資料5 の裏表の分をご覧くださいませでしょうか。1つ目の男女共同参画施策推進体制についてですが、男女共同参画審議会につきましては、今年度プランの見直しのため全体会を4回、専門部会を4回の開催を予定しております。男女共同参画推進本部会につきましては6月1日に平成28年度の推進方針の決定のために開催する予定でございます。男女共同参画推進本部幹事会につきましても今後開催する予定でございます。2つ目の男女共同参画プランの推進についてですがまず、審議会女性委員登用促進部会につきましては昨年度に引き続き目標達成に向けて、審議会事務局への認識の強化を行っていきたいと思います。仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進部会につきましては、職員の意識向上を図るため、全職員を対象にした研修会を実施いたします。また市内事業者や市民等を対象に仕事と生活の調和を推進するための研修会を昨年度に引き開催する予定です。女性に対する暴力対策部会につきましては、子育て・家庭支援課が担当しておりますがDV被害者支援ネットワーク会議を開催しますとともに、市職員、庁職員、民生児童委員、社会福祉協議会職員等を対象にDV等虐待関連機関担当員研修会等を実施する予定にしております。裏をめぐっていただけますでしょうか。次の第3次男女共同参画プランの進捗状況調査の実施につきましては、4月に各所管に調査を依頼し現在報告をいただいている段階です。次回の審議会には報告書を提出させていただきますので、よろしくお願いたします。広報誌「男女共同参画特集号」につきましては、男女共同参画に関する市民意識調査を反映させた特集記事による発信をしたいと思っておりますので、今年度は平成29年3月号として発

行する予定とさせていただいております。

次に男女共同参画社会の実現をめざす活動助成金事業につきましては、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて活動している、または活動しようとしている市民グループが行う啓発活動、調査研究などの事業を支援するものです。6月2日を応募締切とし、6月17日に選考プレゼンテーションを実施し、上限5万円を2団体以内に助成する予定とさせていただいております。人材育成事業につきましては、市民と行政が協働で男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する講演会等のイベントを企画・運営できる人材の育成を目的として、男女共同参画市民企画員を8人程度6月10日までの募集で実施しております。来年2月頃のイベント開催を目指し、7月初旬から活動を開始する予定で考えております。また、子育て・家庭支援課が担当しておりますがDV被害者支援に向けた法律相談等についても実施していこうと考えております。また(仮称)男女共同参画カレッジの実施につきましても具体的な内容が決まりましたら、審議会でご報告をさせていただきます。また男女共同参画推進条例の周知等の啓発も行いたいと考えております。資料5-2につきましては、説明させていただいた今年度の男女参画推進事業のおよそのスケジュールを書いてあります。またご覧いただけたらと思います。以上で平成28年度男女共同参画推進事業についての説明を終わります。続きまして、男女共同参画センター業務についてセンター長より説明させていただきます。

【センター長】座ったまま失礼します。資料6をご覧ください。上の方が市民活動センター事業、1ページ目の真ん中以降が男女共同参画センター事業になります。1つの場所に2つの名前がついているわけなので出来るだけ参加される方にとっては、違和感がないような作りで年間事業を考えております。男女共同参画センター事業としては、左側に男女共同参画プランを全部ここに入れ込みまして、そのプランの中の様々な項目が出来るだけモータースタイルできるように事業を企画しております。ここに書いておりますのは、時流とかその時の状況によって、少しずつ変化させる場合もありますがおおよそ考えているものになります。細かくはご覧いただいた通りなんですけれども、今年度の特徴としましては、段々具体になっていくと思いますが(仮称)男女共同参画カレッジ、それから産業振興課と商工会、日本政策金融公庫などもからんで今年度は女性の起業支援に力を入れてまいりますので、それぞれ企画が単独で回っていくのではなく連携(ネットワーク)をしながら受講される方にとってサポート、支援ができるように考えているところです。特に今年度も力を入れたいのは1ページ目の真ん中下の「LGBT」に関する講座、これは去年川西の総合センターにおいてずっと相談に応じていらした大森さん本市の方なんですけど、男女共同参画センターにおいて初めて講座をしたところ、ご本人もそういう機会が得られてよかったと、いろんなところでも今まで気づけなかった視点に気づくことができた、というような感想もいただきましたので、今後も出来るだけ恒常的に行っていきたいとお願いしております。それから下から3枠目に防災・減災と男女共同参画として、2年もかけて「カルタ」をセンターで作ってまいりました。この間のジェイコムニュースに流していただいたり、明日もう一度流されるそうなんですけれども、具体的な見える形で楽しみながらそういう意識を皆で培っていければと思っています。それが最初に流れた日の後に熊本の地震なども起きましたので、やはり普段からということで引き続きしていきたいと思っています。次のページの上の方に再就職・再就労・起業支援講座ということで、ほとんど様々な部署との連携で行うものとなります。真ん中から下のセクハラ・パワハラ、ストーカー、性犯罪、DVに関するリーガルリテラシーの獲得や啓発を目的に、センターの図書をフリースペースに効果的に展示とありますけれども、現在センターには3000冊の蔵書がありまして、その有効利活用をここ数年間やっておりますけれども、こういう形でも引き続き利活用を啓発していきたいと思っています。その以下の所は男女共同参画センターと市内の各公的機関との連携ということで積極的に出張講座の方もやってまいりましたので今年度も引き続きやって

いきたいと思っております。そのページの下の方のイとなっている 情報紙の編集・発行、広報かわにし「男女共同参画特集」記事の作成以降の所は市民活動センターと両方の展開の事業になりますのでここでは割愛させていただきます。以上です。

【会長】ありがとうございました。一つはこれからのプランを作るにあたってのスケジュールを話されまして、それから男女共同参画センターの事業についてセンター長からご説明がありましたけれども、それらについてご質問、ご意見がございましたら出していただけますか。新しく委員になられた方は何かご質問があたりではないですか。

【委員】では一点だけすみません。直接、男女共同参画プランの推進 番のところに関わるか分からないんですが、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進部会のところで、いわゆる育ボスってはやっていますよね。とりわけ男性の育児休暇に理解を示して推進を図っていく風潮であると認識しているんですけど、川西市も是非大塩市長そういうふうなご提案をされて、川西市全体で推進して対外に発信していけばいいんじゃないかなと思うんですが、その辺関わりはないんですか。

【事務局】そうですね。その辺のことになりますと、ちょっとご相談してみないとなかなか、育ボスってというのは実際に本年度はそのことは考えていませんので、審議会ではそういうお声が上がっていましたというご報告をさせていただきたいと思います。

【会長】ありがとうございます。

【委員】すみません。ちょっとお尋ねしたいんですけど、資料を前もって見せていただいた時に、よく分からないんですけど、センターの資料6で一番上の地域分権に関して地縁活動×志縁活動などってあるんですけど分からなかったのでセンター長教えてもらえますか。

【センター長】はい、この年度自主事業 年間計画は市民活動センターにも関わってまして、今おっしゃっていた部分はアの市民活動と男女共同参画に関する講座等の開設の下の市活(市民活動センター) 参画と協働のまちづくりの推進 その下の参画と協働についての啓発講座・交流会は市民活動センター事業の方の項目になります。市民活動センター事業のことはまた別に審議会部会がございまして…。

【委員】どういう意味かなと思ってね。地縁活動とか志縁活動ってこういう字、見たことないなと思って…。

【センター長】ここの審議会から外れますけど、簡単に申し上げますと地縁活動っていうのは、いわゆる自治会活動とか地域に根差したコミュニティ活動とかそういうものを指しています。志縁というのはもっと全地域的に行われるテーマを持った活動のことを指しています。よろしいでしょうか。

【委員】どういうことかなと思ったんです。聞いたことなかったんで…。

【センター長】市民活動の分野ではよく使われてきたので書いてしまいました。

【委員】わかりました。ありがとうございました。

【会長】他にになにかございますでしょうか。町の中で、育メンの人達が何人が集まってグループを作っているような動きはないんですか。

【センター長】今のところ私たちもキャッチしていない...

【会長】庁内で作るとかね。一番手っ取り早いと思いますが、なかなか一人では言い出しにくいし、作りにくいけれども何人が集まったら...

【センター長】ただセンターではそういう講座を何度か今までもやってきていまして、ファザーリングジャパン関西さんに来ていただいたり、生涯学習サポート兵庫という法人にも来ていただいたり、積極的に具体的な動き方とか子どもさんとの接し方の講座はやってまいりました。

【会長】ああそうですか。他に何かご質問でも、ご意見でもどうぞ。

【委員】今、会長がおっしゃっていた育メンの件ですけど、私もまだ独身なので、当然そういう立場ではないんですけど、神戸では随分活発になさっていて知っている友人なんかも神戸育メンですかね。ロゴまで作ってイベントを行ったりしていると聞いていますので、直接的に何が出来るということはないですけど、そういうことを参考にされると、実際よく動いてフェイスブックなんかでも1000人近い人が興味を持っていると書いている記事もありますし、参考にするといいかもしれないと思いますね。以上です。

【会長】ありがとうございました。

【委員】よろしいですか。あのちょっとずれるかも分かりませんが、私は今、男女共同参画の市民企画委員というのをさせていただいて、去年はそのリーダーという事でさせていただいたんですけど、私もう4年で、1年ほどは何も分からないままでさせていただいたんですけど、メンバーさんがなかなか増えてくれない。そこからセンター長の紹介でファザーリングジャパンさんに来ていただいて、育メンのものをして、関心がある人は来てくれたんですけども、そこからつなげる事がなかなかできず、また関心を持っていた人の受け皿的なこととか、開催場所もどうしても市民だけではできなくて、また市民企画委員も2月に市民プラザ6階で落語の方をお呼びしてしたんですけども、そこでも「市民企画委員になってくださいませんか」と推して何人がアクションがあったんですけど、まだ応募がない。そうなるくなかなか続けていくのが大変なところなので、もう少しうまくいけば各地域の育メンなりができるんじゃないかなと思うんですが、そこがまだまだ今回もまたどなたかおられませんか。発信ですね。センター長、以前もお聞きしたと思うんですけど、こういう活動をされているんですけど、なかなか市民の皆さんの知らないことって多々あります。私のお寺の方にもセンター長にお話させてもらって案内を置かせてもらっているんですけど、そういう場所って他にありますか。いろんな発信はセンターですけど、そこから地域へ、川西って広いのでなかなか皆さんに知っていただけない。そのチラシみたいなものを置いて下さる場所ってというのは広げていけることはないんですか。

【センター長】チラシの紙ベースに限らず、いろんなことを周知していく方法には今大きく分けて2つあるかと思っていていまして、紙ベースとウェブベースですね。どういう層の方がどの媒体を使って主

に情報を入力していらっしゃるかっていうのも一応分析をして、講座ごとにメディアツールの使い分けをしているところなんですけど、チラシは主に公共の施設で、委員はいつも言うてくださるので置かせていただいています、他にも「置きますよ」って言うていただけたらあ、できれば...はい。

【委員】センター長に関わりある方は結構情報が入ってくるんですけど、北の方の方は結構お参りしてても「そなんあったん？」って知りはらへん。特に年配の方はメディアというかパソコンとか見られないんで、やっぱり紙の方アナログの方になりますのでね。配っていかんと「取ってくれ」って言うても取ってくれへんしね。なかなか。

【センター長】毎回それをあちこちの市内の公共施設に配りに行けないので、庁内便を使わせていただいて、公民館とか公共施設には置いていただいているんですけど...

【委員】その公民館がですね。自治会も会員さんがいなくなってきたいて、会員さんじゃないと渡さないんですよ。うちの村の方でね。自治会自体に頼っているとそういうのが行かなくなったりしている現状ですのね。もっと知っていただけたらと思うんですけど。

【センター長】たしかにおっしゃる通りなので、そこは毎年工面しているところです。

【委員】すいませんでした。

【会長】ありがとうございました。何かご意見なりご質問なり、今出た意見についてご助言いただけますか。

【委員】育メンを育てるとい、特に育児休暇を取れる人をまずは庁内から出していくことが大事じゃないかっていうのは、ここ数年何度も出て来ていた話ですけども、それが全然進んでいない。全てそういう状況でありながら、市民の人どうぞといのはなかなか難しいところがあると思いますので、まずは庁内でどれだけ進めていくかっていうのが大事なことだと思います。以上です。

【委員】それは一体どうして何かあるんでしょうか。なかなか庁内で進まないっていうのは、上の方の人の意識とかそういうことなんですか。

【委員】まあ育休でさえも公然と取ろうとしにくいってことがどこの市でもあるんでしょうね。それをやっぱり数字目標を出して考えているわけですけど、それがなかなか取りにくいって、それはどこからくるのかってことですよ。

【事務局】すいません。よろしいですか。一番最後にご説明しようかなと思っていたんですけど、今回資料8を皆様のお手元の方にお配りをさせていただきました。今までは次世代育成支援のための特定事業主の行動計画ということで、策定されていた分を平成27年の8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」要するに女性活躍推進法の関係で同法に基づく特定事業主の行動計画を策定しなさいよっていうふうに義務付けられました。それもあまして今回その次世代育成支援の分と今回の女性活躍推進法のからみでの特定事業主の行動計画ということで、両方を合わせもったもので改定をするということで、今回作られております。これは中を見ていただいたら女性の登用につき

ましても数値的なものも出しておられていますので、今おっしゃっているようなこともちょっとは進んでいるかなと期待はしているんですけども、皆様の方からも今回プランの改定の見直しもごさいますので、指示していただくような形での見直しができたらと思いますのでご協力のほどお願いしたいと思っております。これは絶対ホームページ上で数値が見えるような形で公表していかないといけませんよというふうに言われていますので今後、期待をしております。

【会長】3ページに数値目標ですかね。出ていますね。取得状況か…。

【事務局】そうですね。ですのでこの4月でもかなり女性職員が登用されていっているのかなと思いますので、7ページを見ていただきましたら、それぞれのところでの登用率が出てはいるんですが、課長補佐級であれば全体が135人に対しまして男性93人、女性42人で、その部分だけを見ますと31.1%で、女性の方もかなり登用されつつ、その次の主査級におきましても、全体153人、男性94人、女性59人で男性対女性の比率から見ましてもようやく登用されてきているのなと思っております。それを採用の時につきましても女性職員の割合を40%にします。というように数値化してきていますので、前でしたら数値化されてい wasn't したので見えなかったというのがあると思うんですけど、だいぶ見えてくるのかなと思っております。

【会長】条例を作った効果ですかね。

【事務局】これは女性活躍推進法の法律で必ず策定しなさい、それを公表していきなさいというふうになりましたので、その効果かなと思っております。ちょうどこの女性活躍推進法のからみでプランの見直しの時に新法としても構造改革的なことを盛り込まないといけなくなってくるので、プランの改定の時に入れさせていただきたいなというふうに考えています。

【委員】今の資料で7ページなんですけど、H27.4.1現在ということなんですけど1年前の数字ということで、今始まったばかりなんですけど、大体で結構なんですけどこれよりも上がっていると期待していいのか。

【事務局】上がっていると思います。ごめんなさい。1年前の数字で申し訳なかったです。

【委員】なんかこうイメージとして今年また女性の方が昇進されたとかも含めて。

【事務局】次回にでもこの辺の数字を、次回の審議会で進捗を出しますのでその辺も合わせて数字を出していきたいと思えます。

【委員】特に7ページは見やすいのでこれに…。

【事務局】そうですね。これに追従するような28年度分を作らせていただいてその部分を対比する形でお出しさせていただいて…

【委員】過去3か年ぐらい並べられたら…。

【事務局】そうですね。プランの見直しもありますので、その辺のところを出していきたいと思えます。



す。

【委員】よろしくをお願いします。

【会長】それと他市との比較も出していただけたらと思うんですよね。川西はやっぱりちょっと低いんですよ。阪神間6市1町ですか。ですから他市と比較した場合に低いからその辺…。

【事務局】そうですね。ちょっと他市の状況を見させてもらいつつ、見やすい数字を出すようにします。

【会長】良い参考資料だと思います。

【委員】同じくなんですけど、この3ページに同じような表が載ってまして、2.の3)ですね。平成26年度出産補助休暇、育児参加休暇及び育児休業の取得状況が出ていますがこれは26年の分で、その下に 目標として全ての男性職員が出産補助休暇と育児参加休暇について、合計5日以上の取得率を50%にします。さらに、男性の育児休業取得率を6%にします。これはいつの時点の…。

【事務局】これは、去年の進捗の時にお出ししました数字と一緒にですので、前にもご報告しました平成26年の12月に2週間の育休をお一人取られたという形での数字と一緒にですので、その分だと思います。ですので、実際今年度どれくらいまた増えているかというのも職員課の方に確認します。先ほども申しあげましたように、今、進捗について各所管の方から出していただいている状態ですので、その辺のところも次回に、特にこの辺に関連するような数字は同じような形で、28年4月1日現在で出ているかどうか確認しながらお出ししていきたいと思います。

【委員】あの、資料6の 男女共同参画についての理解の促進のところ、その下・男女共同参画に関する教育の徹底、とあります。徹底という言葉はひとつ一歩奥に入り込んだように聞こえますね。私、小学校、中学校の分野で前回の校長会でも川西市男女共同参画推進条例の第17条をもう一回読み解いてくれということで、校長たちに申したところなんですけどね。その17条を推進していくためには、学校現場の中で男女共同に関する教材をしっかりと入れてほしいと伝えました。特に道徳の分野で入れてほしいと。年間カリキュラムを学校では作りますけども、各学年の担任教師が作って行くんですけど、その中で資料としてしっかり教材として入れてほしいということ。その中でね、概略、固定的な性別役割分担意識を解消する。小学校ではこういう部分も意識しつつ男女の違いということも勉強していくわけなんです。その違いを勉強した上で役割分担を考えていくということ。あとお願いにもなるんですけど、女性の権利を保障する国際的な条約や法律を学び、とあります。こういう部分で教職員研修なんかでもね、またもっていただけたらと思います。先ほどLGBTの件に関してもおっしゃっていましたが、そういうことも大事ですのでね。研修、先生方への研修ということでもあったらいいかなと思います。先ほど道徳と申しましたけども、川西市内では教職員が参加する道徳部会プラス人権部会というのがありましてね。人権部会でもやはり男女共同参画に関する条例の推進ということでね。教材等で関わってこういう部会での声かけもなさっています。またよろしくをお願いします。

【事務局】ありがとうございます。またその辺のところ、いろいろありましたら、協力をこちらの

方でもさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【会長】それは先生方の自主的な研究会か何かから発足してそういう意見が出てきて、職員会か何か…。

【委員】いや職員の方からではね、その人権部会では男女共生教育という言葉が出て来るんですね。

【会長】そうですね。教育委員会は共生という言葉を使いますね。

【委員】その言葉はきちっと前から残っております。今回条例の部分でやっぱり17条をしっかりと推進していこうではないかということを申しております。

【会長】やっぱり教育界っていうのは、全体に男女共同参画が進んでいると思いますかという調査で必ず一番最初の設問に出てくる、学校というのは平等だというのが一番高いんですよ。学校生活は平等だ。社会全体がどうだとか。職場はどうだとか。職場なんかはものすごい差別っていう比率が出てくるんですけど、学校は平等だっていうふうになってるんですね。だけど私は学校が平等だという感じがしないんですけどね。だからその辺はもっと女性の先生方がやっぱり男性と対等に仕事を担うということをもっと推進されたいと思いますけどね。義務教育の小中っていうのは本当に女性の方が6割から7割ですよ。そういう中であんまり女性の先生って目立たないですよ。役割なんかでも。企業の方がむしろ積極的に自分は管理職になりたいという人もいるわけですけど、学校なんかで女性の先生、自分がやっぱり校長になりたいとかそういう意見が出てきて、もうちょっとこう、男性がほとんど校長をとっちゃってっていう、そういう現状を変えて半々ぐらいになるように頑張ってもらいたいと思いますね。

【委員】うーんまあ、そこまで…

【会長】それがやっぱりできないんですね。教育界っていうのは、なかなか難しいですね。

【委員】学校にね、すべて私が精通しているわけではないんですけどね。女性の先生が非常に頑張って学校を動かしておられる職場は、やはりあります。大丈夫だと思うんですけどね。ただ児童、あるいは生徒は直接関わるのは担任教師であったり教科担当の先生であったり、ただその先生自体がどこかで男女の違いをきつく言っていることがあった場合ね、子どもたちが敏感に感じとるわけですね。それのところは先生方の意識も変える必要があるだろうし、先ほど言いましたけども研修があったらなあと思っております。

【会長】ええと一言ずつは皆さん発言していただけたらまたそこからお話が始まると思いますけども、まだ発言なさってない方がいますか。

【委員】情報提供みたいな形になるかもしれませんが、けやき坂の方で育メンではないんですけど、パパさん会みたいな活動をされておられると聞いておまして、私も具体的な内容はすべて聞いたわけではないんですけども、パパさん会に入った年はそのパパさんの奥さんはPTAか何かの活動に参加しなくてもいいみたいな、パパさんが頑張るとママさんはその時はカバーされるみたいな、夫婦の分担をしたりパパさんの中でコミュニティを作っているという形で聞きましたので、そんな

珍しいことをけやき坂はされておられるんだなと思ひまして印象に残っていました。あくまで、すみません。私は詳しいことは知らないんですけど、そういうことがありました。

【会長】この頃小学校の父母会とか授業参観でも、男性の方たち大分参加されるようになっているらしいですね。

【委員】はい。男性の意識がね、お父さんの意識が高まっておられる方は参加していただけてますね。いろんな行事にね。

【会長】昔はお母さんばかりだったと思いますけどね。

【委員】前年度の最後にも申しましたけども、本校では今年度、土曜日にオープンスクールを設定いたしました。できるだけお父さんをオープンスクールということで学校に顔を出してほしいと呼び掛けてはおるんですけどね。

【会長】学校の雰囲気変わりますでしょうね。やっぱり後ろに並んでるのが女性ばかりでなく、お父さんとお母さんが両方来ていらっしゃることになると。

【委員】そう思いますね。学級懇談会をその後するんですけどね。お父さんと担任の先生が、お話できるとよりまた変わってきますね。でもなかなかお父さん学級懇談会まで残っておられるかっていったら、参観はされますけど担任の先生のお話の時にはあんまりおられない。

【会長】時間的にも制約されていらっしゃるんでしょうね。ご意見なにかございますか。まだ今年度1回目なんです。調査の結果についてでも結構ですし。

【委員】先生のことので2点意見がありまして、まず委員がおっしゃったお父さんの中にも積極的にオープンスクールに来てくださいと呼び掛けておられるということは、私今10才の娘がいるんですけど、とても親としてもありがたいこととして、うちは夫が同業なんです。大学の教諭をやっているんですけど、でするので比較的参観日等は行きやすいんですけど、娘の方がいやがるんです。娘が「みんなママが来てる。お母さんたちが来てるのにパパが来ると目立つからイヤだ」というふうに特に高学年になってから言い始めたんです。うちの夫は行きたいんです。子どもの様子を見たいし、私ばかり負担がいくということも考えてますので行きたいんですが、嫌がられると行きづらいというところもあって、やっぱり30人ぐらいの学級なんですけど、お父さんが来られているところが2人、3人いたらもう上出来って感じなんです。でするので、やっぱり学校側からも積極的にかばってくださいって言うのが、親としても有難いと言うのがあります。それが1点と、あと先ほど学校教育が結構平等だというふうに感じている方が多いという調査結果ですが、先取りして言ってしまうと市民意識調査の11ページ目に先ほど会長がおっしゃったところがまさに書かれているわけですが、2番の男女の地位についてというところで、どのようなときに男女の地位が平等になっていると思いますか、という問いに対して、男女共に学校生活と答えている人が非常に多いと。たしかに校長や教頭など管理職を目指して頑張っておられる女性の先生方も多いと思うんですけど、統計的にみると幼稚園、小学校という小さい子どもと関わる教育段階では女性の先生が非常に多くて、中学になって男女の教員の割合が逆転するんです。中学になると6割以上が男性に4割が女性になって、教育段階が上がるにつれて女性の教員の割合が極端に減っていくという現象が見られます。そ

うするとプラス校長先生とか大学の学長などもそうですけど、管理職に就く女性がものすごく少ないんですね。そのどの教育段階をとっても。となると子どもたちは文字では学びませんが、学校の雰囲気から偉い立場に立つのは男性なんだということを空気感というか、雰囲気ですべてとっていくということが指摘されていて、隠れたカリキュラムとよんでいるんですけど、明言はされてないけど子どもたちに女性はこんなものだ、男性はこんなものだということを伝えているというのが指摘されているのでやっぱり教育現場は平等だというのは、幻想だと思うんですね。そういうところももう少しシビアにみていかないといけないんじゃないかなと思います。この場合もすごい多大な影響があると思うんですね。以上です。

【会長】私もまったく同意見なんですけど、これはだいぶ前から言っているんですけど、やっぱり先生の立場からみたら平等にやっているというのが、当たり前になっていてどういうところが不平等なんだってわかりにくいんじゃないかなと思って。まあ教師っていう職業のマイナスの面だと、まあ自分も含めて思いますが、自分はまさしく模範的なことをやっているっていう意識になってらっしゃる部分もあるんじゃないかと思えますけど、低学年、小学校、中学ぐらいになればなるほど、子どもたちは頭で考えるよりも、朝に朝礼台に上がるのは男性の先生ばかりだという、それで感じとっているわけですね。だから偉くなるのは男性かなと思っちゃうところもあると思うんですね。目に見えるような形で子どもたちには示してやらないと、女の校長先生もおられるよというようなことを意識化して考えてみるということが大切、そんな段階にきているんじゃないかな、そのへんをちょっといじってほしいと思ったりしますね。

【委員】管理職の登用に関しては、教職員課なんですけどね。兵庫県教育委員会が管理されるんですけど、管理職登用試験にはたして男女比どれくらいのものかわからないんですけど、おそらく男性の方がはるかに多いと思えますけど。26年度の川西市市内における小中の管理職（校長・教頭）の割合で26人中6人が女性だった。今年度は7人が女性ですね。1人が2年かかって増えていますね。でも中学校が7校あって女性の校長先生はおられないですね。

【会長】他にありませんか。市民公募の方お2人おられますか。そうですか。なんでも日頃思っていることでもいいですけど。

【委員】先ほど出ておりますけれども、いつも川西市の中で私はペーパーを定期的に発行したりしてそれで調べたんですけど、昨年の女性の管理職で部長級はまだ1人だけというので他市に比べて少ないです。いつも思うんですけど、これはやっぱり上の方の意識で変わってくるんじゃないかなって思ったり憶測ですけど思えます。お若い議員さんもいらっしゃいますけど、何度も言うんですけど、市民側から条例制定に向けての請願を出したんですけど、ちょっとびっくりというか本当に僅差でね。奇跡に近いぐらいで、たまたま先生に作っていただきまして、いろいろ勉強会もしたんですけど、議会で受付され裁決されまして、本当によかったんですけど、これがもし本当に僅差だったので、それを思うと反対意見に出られた方が今この審議会にも入ってくださって、すごく嬉しく思います。はじめてここで、今年度一緒に学んでいけたらなと思います。やっぱりまだ保守的な考えをお持ちの方、そういう古い方が多いのかな。こういうところからも議員の方に女性が管理職になったら随分と変わってくるのかなという思いがしています。

【会長】今年は男女共同参画の推進本部会に女性が一人でもお入りになったんでしょうか。

【事務局】名簿を先ほどお出ししていますが、本部会にはまだ入っていません。幹事会に入っています。もう前から入っております。意識調査の方が急ぎますので、皆様のご意見をいただけたらと思いますので申し訳ございません。

【センター長】ちょっとだけ簡単な情報提供なんですけども、先ほど教育の話がよく出ていましたので、センターのいろんなチラシをあちこちに啓発に出したほうがいいとご意見をいただいた中で、県の教育委員会、阪神北なんだと思うんですけど、スクールソーシャルワーカーという非常勤の方が、今センターの方とよく連携を取ってくださって先生方の会議にセンターのチラシとかをいつも持っていかけてくださるんですね。そういうちょっとした気を遣って発想して下さったんですけど、そういうことの重なりによっても啓発効果はあるかもしれないし、今までにない場所にチラシとかを持っていけるといえることはできると思うので、情報提供させていただきました。

【会長】ありがとうございました。調査の設問なんかでこういう設問を入れたらいいというようなお考えを持っていらっしゃる方、こういうことを聞いたら面白いんじゃないかみたいなことがあったらそんなことでも...

そうしたら、その次に問題提起がないようでしたら次の議題に移らせていただきます。

協議事項2「川西市男女共同参画に関する市民意識調査について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

【事務局】それでは「川西市男女共同参画に関する市民意識調査について」ご説明を申し上げます。前回のピンク色の報告書をお出しいただけますでしょうか。そちらの方の1ページをご覧くださいませでしょうか。前回の調査の目的、調査概要や回収結果を掲載しております。

前回の調査目的というのは、川西市男女共同参画プランの見直しと、DV対策基本計画の策定を予定していることから、川西市民の「男女共同参画」に関する意識と、並びに「DV」被害の実態を把握し、その基礎資料とするために実施されております。ですので、説明項目もそういう内容のものが多くなっております。

また、前回は、満16歳以上の市民の2,000人の方を対象にアンケート調査を行って回収率は、51.4%でした。調査期間としましては、平成23年11月9日～11月30日で、ハガキによる督促を1回行っております。その前の時が46.9%ということで、かなり回収率が低かったんです。今回この報告書にあがっています意識調査につきましては、後ろの85ページ～99ページに、その時に行いましたアンケートの調査票を載せております。かなりアンケートの回収率が上がるように、「あまり難しい言葉で長く質問をするのをやめましょう」みたいな形で審議会で審議していただきまして、「できるだけ答えやすいような形での質問項目にしましょう」ということで、作っていただいたアンケートの調査票になっております。ですので、きんたくんが出て来ていて91ページですね。「ライフ・ワークバランスってなんですか？」というようなコメントを入れながら、読んでもらう啓発的な内容でのアンケート票になっております。86ページでしたら「ジェンダーってなあに？」というふうなことから、答えられるような形でのアンケート調査票になっております。できるだけ今回もDV対策基本計画的な部分も入れないといけませんし、社会的状況も把握しながらしていかないとはいけませんし、女性活躍推進法のからみもありますので、その辺の内容も加味しながらアンケートの方を調査させていただけたらなと思っております。その参考資料になるかなということで、資料7を事務局で作成させていただきました。左側に前回の平成23年度の調査項目を書かせていただいております。わりにこの時の意識調査の部分と男女共同参画プランが意外と連動しているんです。ですのでプランの中にも意識調査のデータがかなり使い込まれていたり、貼りこまれていたりとか、それをもとにし

ながらプランの評価指標っていうんですか。そういうものも作られていたりしております。そういうのがありますので、私が資料を作った時にページをふってあげればよかったんですけどページをふってなくて、質問の部分の4枚めくっていただいて5枚目の参考資料としてつけております「第3次川西市男女共同参画プラン 評価指標」ということで、今回のこの意識調査の結果を目標値として挙げている部分もございます。ですので、この目標値として挙げている部分も設問につきましては、あまり設問を変えたりしてしまうと結果が違ってきたりもしますので、その部分についてはある程度踏襲していかないといけないのかなと考えております。前回と今回があまりかけ離れた設問になってしまうとこの答えが違ってきますので、その部分につきましてはこれを踏襲しなければいけないかなということで、その右側のところで、平成28年度 調査項目へのポイントということで書かせていただいております。例えば、問1の「あなたは、どのようなときに男女の地位が平等になっていると思いますか。」というところで、 の2つ目のところで 3. 雇用機会や職場での賃金・待遇について、 というように設問しているんですけど、その結果が先ほどの評価指標の 14で使われておりますので、雇用機会や職場での賃金・待遇の面で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合の目標値が、28年度の目標値として、女性20% 男性20%と出てきておりますので、これは同じような形で質問していかないといけないのかなというふうに考えております。同じように プランのP18の下の方の評価指標の部分で8.社会全体の部分についても、そういう評価指標になっておりますので、その部分については、そういう標記をさせていただいておりますので、その部分についての設問というのは、ある程度必要な形で考えていかないといけないのかなというふうに考えております。それと後、プランの一番上の所なんですけど、問1のプランのP26に意識調査報告書のP11がグラフとして活用されていますということで、ある程度そういうものが挿み込まれたりしておりますので、それを参考にこのプランが作られているのかなと感じとられる所もありますので、そういう部分についてはちょっと記載をさせていただいております。 あと同じページの問4の所を見ていただきましたら、 が付いていると思うんですけど 夫は外で仕事をし、妻は家事・育児など家庭を守るのがよい、と固定的性別役割分担意識を聞いているんですけど、これは内閣府調査で同内容の設問がありますので、ほぼ同じような内容で聞いて前回比較の形で数字の使い方もしておりますので、その辺の所もある程度、設問に関連させていただいて内閣府の調査と関連するようなものにつきましては、ある程度記載をさせていただいております。

あと先ほどのプランの評価指標の前のページを見ていただきましたら、下の方に【新設問の説明】を書かせていただいているんですけども、かなりDVの関係とかワーク・ライフ・バランスの関係があって前回の調査につきましては、新設問みたいな形で入っている部分がすごくあります。その部分につきましてはプランの見直しとの関係もありますので、それはある程度考慮しながらこの資料を見ていただけたらなと思います。内閣府調査の平成20年6月は、そこにありますように「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する特別世論調査」より同じような設問がある場合は横に引っ張ってきております。内閣府調査の平成24年10月は「男女共同参画社会に関する世論調査」から同じような設問がある場合は引っ張ってきています。同じく平成26年8月の「女性の活躍進法に関する世論調査」で引っ張ってきております。内閣府調査の平成26年12月は「男女間における暴力に関する世論調査」を内閣府で行っておりますので、それが同じような設問がある場合は、横に参考資料的な形で書かせていただいております。そういうふうな形でこのポイントを見ていただいて、意識調査に関するご意見とかをいただけたらなというふうに思っております。

それともう一つ事務局の提案みたいな形で、入れさせていただいている部分ですね。1ページ目をめくっていただきましたら問10なんですけれども、あなた自身が介護をされるとしたら、主に誰に介護してもらいたいですか。と聞いている部分があるんですね。ある程度、このデータ結果を見させていただいても、介護保険なんかも入ってきておりますし、意識の部分でのことでやっぱり、実態的に

はどうなのかというところでわりに女性に介護してもらいたいという答えがでてくるかな。ということで設問もしていたのかと思うんですけど、そこまで聞く必要があるのかなと思ったりもしています。その辺のことに付きましてもポイント的な形で、事務局の提案として挙げさせていただいております。特に問36ですね。「現在、10代の子どもたちに人工中絶や性感染症があることは社会問題となっています。」というところで、前回の平成23年の時も平成17年度の調査の時も、この設問でされているんですね。もう10年ぐらい経っているのに、本当に10代の子どもたちにこういうことがあるのかどうか分からないので、その辺のこともアドバイスいただきながら、いろいろご提案いただけたらと考えております。

それから問37なんですけれども、事務局提案としましては、次の「ことがら」や「ことば」について 1.よく知っている 2.聞いたことがある 3.知らない という形なんですけど、追加項目としては、今回「川西市男女参画推進条例」ができておりますので、その項目を入れさせていただきなと思っておりますのと、削除項目として問29に類似設問がありますので、「改正配偶者暴力(DV)防止法(2004施行)」を、抜いてもいいのかなと考えたりしております。

あと、その下のあなた自身についてお聞きします。というので前の時に年齢を5歳区分でデータを出していくのは、かなり回収率が半分くらいなので、難しいので10歳ごとに区分するというお話が出た時に、16歳~19歳とか20歳~29歳という形が残ってたんですけども、10歳代とか20歳代とかの形に変えてもいいのかなと思ましたので、事務局としてもご提案の方をさせていただいております。

あと一番最後のところの部分で事務局が考える新設問案みたいな形で、出させていただいている部分もございますので、その辺のことも合わせてご意見の方いただけたらと考えております。

今後の予定としましては、第2回目の時には、ある程度設問を固めていって、それを基にして、皆様には早い目にお届をさせていただきますので、ご意見いただいて2回目の審議会で審議をしていただけたらと考えております。前回は11月9日~11月30日が調査期間になっておりましたので、できるだけ早い時期に調査の方をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、7月末くらいに調査票を発送して8月中の2~3週間ぐらいで回収する計画で、させていただけたら事務局としましては考えておりますので、今回のこの意識調査に関するご意見等いただけたらと思っております。事務局の説明としましては以上です。

【会長】ありがとうございました。今のご説明について、質問なりご意見がございましたら...

【委員】新設問の案は今日もう決めるんですか。

【会長】今日決めなくて、次回...

【事務局】今日決めるとかそういうことではなくて、こういうものを考えていますけれども、ということでそれに関して、次回でも結構ですので、ある程度どういうふうにお考えなのかということも...

【委員】7月にもう刷ってしまうんですね。

【事務局】そうですね。前回の時もこういう同じような形での進め方をされていたみたいなんです。もし他の案がありましたら、ご意見を言っていただきましたら、それなりにこちらの方も事務局も進め方を考えさせていただきたいなと思います。

【委員】設問ってすごく大事だと思うんです。それによって全然変わってくると思うんで、そこはすごく大事ななと思います。

【事務局】そうですね。それはこちらの方も思っておりますので、今、前回の設問をこちらの方に書かせていただいておりますのでね。その辺のところを踏まえて、それが意識調査の資料のページもまったくそれと同じ形で載っておりますのでね。見ていただいて、いろいろとご意見をいただけたらなと思ったりもしております。

【委員】すいません。皆さんにちょっと考えていただきたいことがあります。実は前回2月に男女共同参画市民企画委員主催のイベントをさせていただいた時の問題なんですが、今この設問でも最後あなた自身について というところがありました。そこで、性別に関することを聞くところで、1.男性 2.女性 そして今回私たちの議題にあがったのが、その他という項目です。このその他という項目は、今、適切な言葉がないのであえてそうさせていただいたんですが、男性でも女性でもないという方の一つ人権を認めるというか、関心があるよという意見を、ちょっとでも関心を持ってもらうために、その他という項目をあえてつけさせていただき、そしてそれは条件的には私が挨拶の中で説明するという条件のもとに入れさせていただきました。このその他というところで、皆さんがちょっとでも、普通の人だったら、「なんやねん」というところに関心もっていただけたらと思うんですが、それを私たちがまた今年させていただく時に、また入れるかどうかというところで、今回はそういう条件のもとでやりましたもので、それはやはりこれからの時代に必要になってくるのか、それともその他に対応する言葉をやはり一つ考えなければいけないのか。そこがこの男女共同参画のひとつになるんじゃないかと思うのでね。「あえてその他はいらん」という方の意見も聞きたいし「いやそれは入れた方がいい」という方の意見もお聞きしたいと思います。今ここでなくてもいいので、また次回でも考えといていただいたら、そういう情報がありましたら教えていただきたいなと思うところであります。

【委員】今の委員の意見ですけども、私はその他を入れた方がいいと思ってしまして、例えば伊丹の市民調査では、もうすでにその他だったか何か別の言葉を入れておられます。男性でも女性でもないとは自認していない、また自分自身の性自認というものを尊重して入れておられるということを聞いています。あと例えばオーストラリア政府ですけども、確か2012年か2009年に女性の women とパスポートに、従来の female と male だけではなく X を入れているんですね。X というのはどちらでもないと考えている人たちが、それを選べるようにしています。それはある意味セクシュアリティを尊重して入れていますので、是非入れていただきたい...

【委員】その他という言葉が別物扱いみたいにとられるんじゃないかという意見もありましたので、それに対しての言葉が思いつかなかったので...

【会長】そのところはまったく自由記入にしているところがあるんですよ。もうなにも書かないで自由記入にしている。新聞かなにかで読んだんだと思いますけどね。で、これは去年の調査では、今はそんな少ないんじゃないですか。市役所なんかにも...

【委員】イベントの内容によるんですよ。私たちの場合は男性、女性のアンケートの設問はいらんじゃないかというところまでありましたのでね。わざわざ男性やから女性やからというのではなく、今回は男女というところで。前のファザーリングジャパンの時は男性、女性ってそんなにこだわらな



かったんですけども、そういう内容によって設問がね。あるんですけども...Xは...

【センター長】少し参考になればなんですけども、センターの指定管理でさせていただくようになって、アンケートは最初は全部自認する性で書いていただこうとしてかっただけにしてたんです。そうするとその意味がわからないということで、書かれないことの方が多くて、途中から女性、男性にしたんです。去年LGBTの講座をした時にその当事者の方が「その他が入っているだけで気持ちが楽になる」っておっしゃったんです。で、今年度からは、女性・男性・その他をアンケートに入れるようにしています。参考になればと思います

【事務局】センター長がおっしゃられたようにやっぱり、男女でその統計が必要になってきますので、それが答えてないものが増えてきますと意識調査の方がまったく順応性がなくなってしまいますので、それはちょっとしんどいのかなと思います。かなりいろいろと男性、女性に分かれてデータ結果を出してきておりますのでね。そこのところでよろしくをお願いします。

【委員】何かの勉強会みたいなもので「20人に一人LGBTの方がいる。周りにもいる。教室の中に必ずひとりはいる」と聞いたので、先ほどご本人が「その他でほっとした」と言うのを聞いて、その言葉にちょっと私はもっと他にいい言葉がないのかなと思ったりもしたんですけど、先ほどのお話を聞いてそうなのかなと思いました。

【委員】実際問題、例えばその他にしたとしてもそんなに極端に増えることはないと思うんです。やはり、女性が男性かというのに自認しておられる人がおそらく多いでしょうから、統計をとるときもいろんなところでやっておられますが、女性、男性それぞれをつけて書いておられますので、大きな支障をきたすことはないと思いますし、むしろそういう人達の声を拾い上げていくような設問なり、自由記述のところなりを設ける方が大事なんじゃないかと思いますね。

【委員】その場合ね、アンケートをとった時にそういう方の結果は、今までだと女性がこういうふうには棒グラフになっている、男性とか。そういう方はどういった扱いですか。

【委員】すいません。前例で例えば伊丹では、すでにそのような調査報告もされているようですし、おそらく他の市でもやっておられるところもあると思うので、そういうところも参考に...

【委員】今こうやって、男性が帯グラフになっていますでしょ。

【委員】それは、そういう項目を設けたらその他になるでしょうし、どういう性別の項目を設けるかでそこも変わってくると思います。

【委員】例えばその他になれば、そういう形でこういう帯グラフが出てきます？

【委員】そうですね。数がどれくらい集まるかによると思うんですけど、例えば極端な話1人か2人しかいないとグラフ化することにあまり意味はないでしょうから、そういう場合はまた別の設問を設けて対応する。いづれにしても、その他にあたる人たちの声を拾い上げることは今の時代とても大事じゃないかと思います。

【会長】その性的マイノリティの方たちのことをどういうふうに扱うかということ、今日その議論の決着は出来ませんから、また次回までにそれぞれの方で考えられてもう一度、次回にですね。

【事務局】そうですね。その部分については次回に向けて議会の方を。委員にも言っていただいたように、その他としてそれが15人ぐらいしか出てこなかったらグラフ化する必要があるのか。それだったら違う形でした方がいいのかとも思いますので、その辺の議論も踏まえながら考えていけたらなと思います。

【会長】では、今回はこの調査項目の問題について特化して集中的にやるということによろしいですか。

【事務局】そうですね。実際にこの設問等を見ていただいて、何か思われることがありましたら、ご意見をお聞かせいただけたらなというふうに思っております。

【会長】次回までにご意見のある方は、メールとかFAXとか何らかの形で事務局に意見を出していただいてもいいですね。

【事務局】余りお時間もありませんので、これを見ていただいております。

【委員】なかなかこうアンケートに反映するのは難しいところと思うんですが、これからを担う若いこれから社会に出ていく人たちの考え方というのは、男女とかマイノリティとかに限らず、かなり変わってきている、変わらざるを得ない状況にあるということ、何かこうアンケートでくみ取れないかなというところが、ちょっとあります。と言うのは「女は家庭にとか言っていたら、そんなん専業主婦を養うだけの収入とても自信がないから」という時代に今なっているわけですね。現実には、それともう本当に専業主婦でもやってこれる人のパーセンテージが高かった世代とで、何かやっぱり違っているはずだという意識があります。悪いとこばかり強調されがちな若い世代だけれども、個性尊重とか生きることに関して経済的に恵まれてないからこそ、もうちょっと根本から考えられる機会が本当はあるかも知れない世代に、何かもうちょっとうまい啓発ができないかなと。多分、学校で先生されているとそういうふうなところは自分の世代とこれから世の中に出ていく世代とで同じ理屈を言っている、これだけ所得格差があって、個性ですよ。それに適合できる個性なんていうものの割合は男女も含めてそんなに多くない。その辺りを難しい話なんですけれども、普通にやってきたんだから同じようなことを子どもに出来るはずだと思って子育てをしてきたら、大変難しくなっているというような現実がある時代で、親のように子どもはなれない。そういう中で母性というのをどう考えていくか。難しい問題かなと感ずるので、すいませんすごく漠然とした言い方で記録として残るには、もうちょっと整理してしゃべらなきゃいけないんですけど、何かないかなという気がどうしても、すべての世代にポーというアンケートで若い世代の人は実はもっと言いたいことが、LGBTなんかについてもあるかなあと。私、実は兵庫労働局でも委員をやっている、すごく印象的だったのは使用者の方がみんな口そろえて「そんなん性自認とかLGBT、あるいはどちらにも属さない。そんなんどうでもいい。優秀な人が欲しい。」と、なにしろ離職率が高いわけですよ。で兵庫労働局の中でも実はそう簡単に非正規雇用を少なくするという表現を最近してなくて、望まない非正規雇用はこれはいけないという言い方になっているんですね。ここまできているんだというのが、正直なところで、逆に男とか女とかその他とか言っている場合じゃなくて、雇っている方の側はむしろ「更衣室どうしたらいいかとか実践的な質問を公共機関にできるようにしてほしい」言うんですよ。

雇っている方の人達は、男だ女だその他だとかいうことでどうしようかと言っているんじゃないで、ある意味皆さん生きるために働く、あるいは働かないという選択まで含めて、もうずいぶん昔にアンケートを作っている価値観の枠が若い人達には通用しなくなっているのかなと思っています。中の新しい問いかけにはなっていないかもしれないんですけど、例えばですよ「一緒に働かないととても収入的に追いつかないという現実があるという仮定で、その時どうですか。」というような問いかけをしてみるとか。

【委員】すみません。委員がおっしゃったことに関係するんですけど、たしか厚生労働省かどこかが、子ども若者白書か何かを出していると思うんですけど、それはもちろんタイトル通り若者の結婚観とか職業観に特化して聞いている白書ですので、そういうものを参考にするというのはどうでしょうか。

【委員】ここで舵をうまくとると良い方向に向かうか。あるいは結局、男も女も働かないとやっていけないのに女の人はパートにしか就けないみたいな現実が起こるのか。というところも今大事な時期なんだろうなと感じます。

【会長】まあそういう問題と男女共同参画の問題と絡ませるような形の設問を作ればいいんですよ。

【委員】僕もうろ覚えなんですけど、「女性は働くべきですか」というのにたいがいYESと答えているんですけど、本音は「働かないでいられるなら働かないほうがいい」というのが6割ほどあったと思うんですよ。ほんまは養ってくれる人がいたら...「働きたい」ではなくて「働かんとあかん」でも、その受け入れ先もなければ、どうにもならない。そういうのがありました。そういう質問ですよ。

【会長】だけどやはり厳然として女性が働こうと思ったら、男性と平等には働けないというか、いろんな格差がある。男女共同参画はそのところを軸に追及していくということともちろん、今の若い人達はいろんな意味で違ってきますよね。それはそうですよね。

【委員】まさにそういう問題意識で変わっていくのか。それでも変わらないのか。その部分を啓発していけたらと思います。当時はあまりお話を聞いても分かってはいたけど、ここまでピンときてなかったんですけども、他の委員会にでたりして、昔は七五三と言っていた中卒、高卒、大卒の3年以内の離職率が今は六五四。大卒だって結局、非正規雇用の方を選択する人たちがこんなに増えている中で昔の方がある意味、いろんな個性の人が働くという意味では働き易かった時代に専業主婦というのも珍しくない時代と今。質問の仕方を意識してできたらなと思います。すみません。

【会長】委員のそういうご意見も出て皆さんもう一度これをもう一回読み直したら違う考え方が出て来るかもしれない。そういうことで次回の審議会で意見を前もって送っておかれても結構ですし、次回でもう一回精査するという事で...

【事務局】今、委員のおっしゃられたようなものも、厚労省の子ども若者白書の関係で多分されていると思いますので、どこか他の担当所管で似たようなものをしていないかどうかをちょっと調べてみようと思います。やはり子ども若者のそういう部分と男女というような部分になると違って来るのかなとも思いますし、おっしゃられる意味はわかるんですけど、あまりそれに突出してしまうと、本来

の男女の部分と意識調査の部分がちょっとずれていくのかなということもありますので、所管でそういうデータを出しているようでしたら、データをご提案させていただくような形で考えさせていただけたらと思います。やはり今までの踏襲してきているという部分で前回今回比較というような部分もありますし、先ほどご説明させていただきましたように、かなり評価指標として出してきているところもありますので、その辺も踏襲しながら設問の方を考えていただけたらと思います。その部分がまったくとんでしまうと、5年に一回の結果をもってしてその評価をというふうな形で出している部分もございますので、そうなってくるとプランの進捗がまったくできないということになってしまいますので、その辺のところも踏まえてもう一度見ていただいて何かお気づきのことがございましたら FAX、メールでご意見を出していただけたらと思います。次回までになるべく早くこちらの方で原案を考えさせていただいて、それもお送りするようにいたしますので、反対に委員の皆様からこれをもう一度お目通しいたきて、その辺のご意見をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】 そうしたらそういうことにいたしましょう。それでは日程の調整はできましたか。

【事務局】 次回は、できましたら6月21日から7月7日ぐらいの間で日程の設定をさせていただけたらと思います。日にちの日数がなくて申し訳ないんですけど5月の12日までに FAX、メールでこちらの方をご返事いただけたらと思います。

【会長】 それでは進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】 会長ありがとうございました。今日は活発なご協議どうもありがとうございました。意識調査につきましては、もう一度確認していただいてメール等でお知らせいただきたいと思います。

最後に本日お車でお越しの委員の皆様には駐車券をご用意いたしておりますので、お帰りの際に、事務局までお声かけいただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の川西市男女共同参画審議会を閉会させていただきます。どうも、ありがとうございました。